

私は日本共産党を代表して、陳情第3号政府に「再審法改正」の意見書提出を求める陳情について賛成する立場で討論いたします。

罪を犯していない人が犯罪者とされ、身に覚えのない罪で処罰される。これが冤罪です。冤罪はその人の人生を破壊する重大な人権侵害です。

無実なのに裁判で有罪が決まってしまった冤罪被害者を救済する手段は、裁判のやり直し、再審しかありません。しかし、長年再審請求を行っても、検察の不服申立てによって棄却され、それがかなわないという事例が相次いでいます。

一つの大きな問題点は、警察・検察が捜査で集めた証拠を隠匿して、不都合な情報を開示しない問題点があります。通常の刑事裁判では、公判前の整理手続を通じて、一定の要件で証拠を開示することが制度化されています。しかし、再審における証拠開示にはルールが存在しないまま、現在に至っています。

また、冤罪を防ぐことは当然ながら、冤罪により有罪となってしまった方が、再審申立てをした際に、権力や証拠を持っている検察自身が不服申立てをするということが合理的なのかどうか、ということが問われております。

本陳情の趣旨は、無実の者は無罪に、という願いに応えるために、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の持つ、この二つの問題を取り除いていく必要性を訴えています。

私たちは今日現在も野田市民が不本意な冤罪に巻き込まれる可能性がある以上、市民の生命・財産、そして人権を守るために、法制度の改正が必要と考えます。

よって、陳情第3号政府に「再審法改正」の意見書提出を求める陳情について賛成いたします。